

徳島阿波おどり空港における国際チャーター便の運航手続きについて

徳島阿波おどり空港（徳島飛行場）は、国（防衛省：海上自衛隊）が管理・運営する共用空港です。徳島阿波おどり空港に国際チャーター便の運航を希望する場合は、**運航予定日の3か月前までに**、「航空会社」から「海上自衛隊」に対し、次の書類を提出する手続きが必要となります。（過去に就航実績のない航空会社や機材の場合、**運航予定日の最低6ヶ月前まで**）

- ① 徳島飛行場使用許可申請書（以下「申請書」という。：様式例1）
- ② 運航計画書（①の添付書類：様式例2）

この手続きについては、「徳島県」の事前調整が必要となっておりますので、徳島阿波おどり空港を発着する国際チャーター便の運航を希望される場合は、次の手順に従って手続きを行ってください。

1 手順

(1) 「旅行者」は、徳島阿波おどり空港発着の国際チャーター便を利用した海外旅行（訪日旅行を企画する場合、国際チャーター便を運航する航空会社（以下「航空会社」という。）と調整の上、徳島阿波おどり空港の「運用時間」内で「発着禁止時間帯」を避けた、国際チャーター便の発着時間を設定してください。

- 運用時間 7：00～21：30
- 発着禁止時間帯 9：30～10：00
10：15～10：45
11：00～11：30
11：45～12：15
12：30～13：00
14：00～14：45
15：30～16：15
17：00～17：30

(2) 「航空会社」は、申請書及び運航計画書の素案を作成し、「徳島県（次世代交通課）」に電話連絡の上、メールにて提出してください。

徳島県は、航空会社から受け取った申請書等の素案の内容を確認した上で、海上自衛隊と調整を行います。

この時点で、運航計画の詳細については未確定な箇所が多いと思われませんが、申請内容については後で変更等ができますので、まずは3か月前までに申請を行ってください。

- 徳島県県土整備部次世代交通課航空戦略担当
〒770-8570
徳島県徳島市万代町1-1
電話番号088-621-2685
FAX番号088-621-2832
E-mail jisedaikoutsuuka@pref.tokushima.jp

(3) 「航空会社」は、(2)の連絡と同時に「C I Q」の5機関に対しても、運航計画について連絡の上、調整を図ってください。

徳島空港は「C I Q」が常駐していないため、必ず「C I Q」との事前調整が必要です。

○ C I Q (Customs Immigration Quarantine) 5機関

■税関

財務省 神戸税関 小松島税関支署

〒773-0001

徳島県小松島市小松島町字外開1-11 (小松島みなと合同庁舎)

TEL: 0885-32-0326、FAX: 0885-32-2701

■出入国管理

法務省 高松入国管理局 小松島港出張所

〒773-0001

徳島県小松島市小松島町字外開1-11 (小松島みなと合同庁舎)

TEL: 0885-32-1530、FAX: 0885-33-0672

■検疫

厚生労働省 広島検疫所 坂出出張所

〒762-0002

香川県坂出市入船町1-6-10 (坂出港湾合同庁舎2F)

TEL: 0877-46-4279、FAX: 0877-46-4788

■動物検疫

農林水産省 動物検疫所 神戸支所 四国出張所 高松空港事務所

〒761-1401

香川県高松市香南町岡1312-7 (高松空港内)

TEL: 087-879-4654、FAX: 087-879-5444

■植物検疫

農林水産省 神戸植物防疫所 坂出支所 小松島出張所

〒773-0001

徳島県小松島市小松島町字外開1-11 (小松島みなと合同庁舎)

TEL・FAX: 0885-32-1227

(4) 「航空会社」は、申請書等の素案の修正等について徳島県から連絡を受けた時は、その支持に従って修正等を行い、徳島県の実情が分かった時点で、「航空会社」から海上自衛隊に対し、正式な申請を行ってください。

(この時点が、運航日の3か月前までとなります。また、過去に就航実績のない航空会社や機材の場合、運航予定日の最低6ヶ月前までとなります。)

また、正式申請の際は、徳島県にも、海上自衛隊に提出する申請書等の写しを添付した通知文書(様式例3)を送付してください。

(5) 「航空会社」は、申請した内容に変更等が生じた時は、海上自衛隊に電話等で連絡の上、海上自衛隊の指示に従って、変更等の届出を行ってください。

また、同様に徳島県及びC I Qの5機関についても変更等の連絡を行ってください。

(6) 「航空会社」又は「旅行者」は、運航する国際チャーター便のツアー集客状況について、随時、徳島県及びC I Qの5機関に連絡を行ってください。

※ 出入国手続体制等の参考とするために必要となります。

2 申請窓口

○ 海上自衛隊 徳島教育航空群司令部 運用幕僚

〒771-0292

徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38番地

電話 088-699-5111 (内線 3213)

FAX 088-699-6116